

新潟市教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第3号

新潟市教育財産管理規則の一部を改正する規則

新潟市教育財産管理規則（昭和59年新潟市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「文化財センター」を「歴史文化課」に、「地域課」を「地域総務課」に改める。

第5条の表中「文化財センター所長」を「歴史文化課長」に、「地域課長」を「地域総務課長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。